

# 社会福祉主事任用資格科目修得証明書発行について

## ◎発行条件について

**①本学を卒業すること、②所属コース・入学年度に応じた下記の該当科目を修得又は資格を取得すること、の①②いずれも満たすことが必要です。**

### ◎初等教育学コース、幼児教育学コース

#### 2008 年度以前入学生

次の科目のうち3科目以上を修得すること。

法学、経済学、心理学、社会学、栄養学<以上、共通教育科目群>  
教育原理<以上、専門教育科目群>

#### 2009 年度入学生

次の科目のうち3科目以上を修得すること。

法学、経済学、心理学、社会学、栄養学<以上、共通教育科目群>

#### 2010 年度～2024 年度入学生

次の科目のうち3科目以上を修得すること。

法学、経済学、心理学、社会学、栄養学<以上、共通教育科目群>  
公衆衛生論<以上、専門教育科目群>

#### 2025 年度以降入学生

次の科目のうち3科目以上を修得すること。

法学、経済学、心理学、社会学、栄養学<以上、共通教育科目群>

### ◎保育学コース

#### 入学年度にかかわらず

保育士資格を取得すること。

※保育士資格必修科目に任用資格取得に必要な社会福祉に関する科目（3科目以上）を含んでいるため。

### ◎学校心理学・教育学コース

#### 2008 年度以前入学生

次の科目のうち3科目以上を修得すること。

法学、経済学、心理学、社会学、栄養学<以上、共通教育科目群>

社会福祉論、社会福祉援助技術、精神保健、教育原理<以上、専門教育科目群>

#### 2009 年度入学生

次の科目のうち3科目以上を修得すること。

法学、経済学、心理学、社会学、栄養学<以上、共通教育科目群>

社会福祉論、家族援助論、社会福祉援助技術、精神保健、児童福祉論 I 及び児童福祉論 II (2 科目とも) <以上、専門教育科目群>

#### 2010 年度入学生

次の科目のうち3科目以上を修得すること。

法学、経済学、心理学、社会学、栄養学<以上、共通教育科目群>

社会福祉論、家族援助論、公衆衛生論、社会福祉援助技術、精神保健、児童福祉論 I 及び児童福祉論 II (2 科目とも) <以上、専門教育科目群>

#### 2011 年度～2018 年度入学生

次の科目のうち3科目以上を修得すること。

法学、経済学、心理学、社会学、栄養学<以上、共通教育科目群>

社会福祉論、家族援助論、公衆衛生論、児童福祉論 I 及び児童福祉論 II (2 科目とも) <以上、専門教育科目群>

#### 2019 年度～2024 年度入学生

次の科目のうち3科目以上を修得すること。

法学、経済学、心理学、社会学、栄養学<以上、共通教育科目群>

社会福祉論、家族援助論、子ども家庭支援論、公衆衛生論、児童福祉論 I 及び児童福祉論 II (2 科目とも)、子ども家庭福祉 I 及び子ども家庭福祉 II (2 科目とも) <以上、専門教育科目群>

#### 2025 年度以降入学生

次の科目のうち3科目以上を修得すること。

法学、経済学、心理学、社会学、栄養学<以上、共通教育科目群>

社会福祉論、子ども家庭支援論、子ども家庭福祉 I 及び子ども家庭福祉 II (2 科目とも) <以上、専門教育科目群>

**児童教育学科**

**教育学科**

## &lt;ご参考：「社会福祉主事」任用資格と職務について（厚生労働省ホームページより）&gt;

## 1. 社会福祉主任用資格について

社会福祉主事とは、福祉事務所現業員（家庭訪問・面接・生活指導などの現業を行う所員。面接員・ケースワーカーなど。）として任用される者に要求される資格（任用資格）であり、社会福祉施設職員等の資格に準用されています。

## 2. 社会福祉主事の職務

社会福祉各法に定める援護又は更生の措置に関する事務を行うために、福祉事務所には必ず置義務があります。（福祉事務所のない町村には任意設置）

社会福祉主任用資格の必要な職種は以下のとおりです。

行政	福祉事務所	現業員、査察指導員、老人福祉指導主事、家庭児童福祉主事〔児童福祉事業従事2年以上等〕、家庭相談員〔児童福祉事業従事2年以上等〕、母子相談員
	各種相談所	知的障害者福祉司〔知的障害者福祉事業従事2年以上等〕 身体障害者福祉司〔身体障害者福祉事業従事2年以上等〕
		児童福祉司〔児童福祉事業従事2年以上等〕
社会福祉施設		施設長、生活指導員 等

※〔 〕内は、社会福祉主任用資格に加えて必要な要件。